

令和元年9月4日

養父市議会議長 深澤巧様

生活環境常任委員会
委員長 植村和好

生活環境常任委員会調査報告書

閉会中において、当委員会の所管事務につき調査したことを次のとおり報告する。

記

1 調査年月日 令和元年8月6日（火）

2 調査事項 森林環境譲与税について

3 調査内容

令和元年度より国から森林環境譲与税が各自治体に譲与されることから、経営管理権に基づき市が行う森林の管理や新たに設けた林業活性化センターの運営方針と内容など、森林経営管理制度を導入し市が進めようとする森林環境整備の方向性について、担当課より説明を受け調査を行った。

（1）森林環境譲与税について

森林環境譲与税は平成30年5月に当委員会が調査し、同6月議会で報告しているとおり、国民の負担増を伴わず森林整備を行うために恒久的に譲与されるものである。

現状の人工林面積、林業就業者、人口で試算した養父市の譲与額は、令和元年度から令和3年度は年間約2,500万円、それから3、4年おきに段階的に増額し、令和15年度以降は年間約8,500万円の予定である。

（2）森林経営管理制度について

この制度の主たる目的は、森林の経営管理の責務を明確化し、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な管理を図るために市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを

構築することにある。

林業経営に適した森林（経済林）については既存補助事業を活用し、林業経営に適さない森林（非経済林）については所有者の意向で市が經營管理権を取得し管理事業を実施する。経済林管理事業の一端を担う自伐林家等には譲与税配分金より補助を設ける方針である。これら森林經營管理に対する業務を行うため、新たに林業活性化センターが開設された。

初年度の対象森林抽出事業計画では地籍調査完了箇所 2 地区、同着手箇所 1 地区、その他の地区の計 4 地区を予定しており、今後においても、年間 10 行政区ベースで対象森林の抽出、管理意向調査、經營管理集積計画、經營管理権取得を実施し、令和 15 年度までには管理意向調査を完了することを目指している。

＜まとめ＞

森林環境譲与税の創設により、国は本格的に山林、森林整備に着手し、市にとっては森林整備をさらに進める大きな機会になる。林業活性化センターを新設して一定の体制は整った形だが、今後における活動の充実のため担当職員の増員等が必要である。また、市の林業施策においては、森林組合のみならず、民間事業者や自伐林家など扱い手の育成も重要である。

森林施業は重機作業が主体となるため、森林整備をする上で作業道の整備は最も重要である。重機械の作業床確保は安全面においても必要であり、譲与税の使途として数年は路網整備に特化した作業道等を先行させる展開も考えられる。非経済林の整備は切捨て間伐での計画を想定するが、間伐材が搬出可能になれば建材や木質バイオマス発電等にも活用ができ、収益につながる可能性や、人材育成にもつながっていく。

森林環境譲与税による森林整備事業は、県民緑税と連携することで防災にも大きな役割を担うことになる。さらに現在進めている地籍調査を後押しする要素も含んでいる。市の面積の 84% を占める山林の管理は大事業であるが貴重な資源でもあり、水源涵養、自然災害防止、野生動物との共存で農業にも大きな影響をもたらすことにもなる。

森林の保全は樹木や植物の生育と共に恒久的な管理であり、根を張った体制で途切れることなく後世に引き継いでいくべき行政課題である。